

たにやまの里 介護老人福祉施設 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 介護老人福祉施設の指定番号及びサービス提供地域等

施設名 特別養護老人ホームたにやまの里
指定番号 4670114216
所在地 鹿児島市谷山中央4丁目4817-3
管理者の氏名 藤田 剛
TEL 099-268-3333 FAX 099-255-2222

(2) 施設の従業者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1名(常勤)
医師	健康管理及び療養上の指導	1名以上(非常勤・嘱託)
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上(常勤)
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名以上(常勤)
介護職員	介護業務	30名以上(常勤換算)
看護職員	保健衛生管理及び看護業務	2名以上(常勤換算)
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名以上
栄 養 士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名以上

(3) 職種の勤務体制

- 1) 早出 7:00～16:00
2) 日勤 8:30～17:30 ・ 9:00～18:00
3) 遅出 10:00～19:30
4) 夜勤入り 17:00～
5) 夜勤明け 9:00

(4) 設備の概要

- 定員 40名
1) 居室 40室(全個室)
入居者の居室は、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます
2) 共同生活室 4室
入居者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入居者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます
3) 浴室 5室
浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます
4) 医務室 1室
入居者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、入居者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます
5) 洗面所及び便所
必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

- 1) 食事 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30
2) 介護 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付添い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話
3) 入浴 体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、適切な方法により、入浴の機会を提供する
ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができることとする
4) 機能訓練 レクリエーション・リハビリテーション等を通し入居者の状況に応じて機能訓練を実施します

4. 利用料金

指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときの本人負担は、介護保険負担割合証に定める割合の額とします。

□ 介護報酬告示額(1割負担の場合)

※2割・3割負担の場合はこの2倍・3倍の額となります。

(1) 基本料金(1日当たり)

ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ):個室			
介護区分			
要介護1	670 円／日	要介護4	886 円／日
要介護2	740 円／日	要介護5	955 円／日
要介護3	815 円／日		

(2) 加算・減算料金等

夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位の97／100
入居者の数が入居定員を超える場合	所定単位の70／100
介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位の70／100
ユニット毎に常勤のリーダーを配置していない場合	所定単位の97／100
身体拘束廃止未実施減算	所定単位の－10／100
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の－1／100
業務継続計画未策定減算	所定単位の－3／100
安全管理体制未実施減算	－5 円／日
栄養管理の基準を満たさない場合	－14 円／日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 円／日
看護体制加算(Ⅰ)イ	6 円／日
看護体制加算(Ⅱ)イ	13 円／日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27 円／日
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	33 円／日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 円／日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 円／月
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20 円／月
ADL維持等加算(Ⅰ)	30 円／日
ADL維持等加算(Ⅱ)	60 円／日
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 円／月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 円／月
若年性認知症入所者受入加算	120 円／日
専従の常勤医師を配置している場合	25 円／日
精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	5 円／日
専従の障害者生活支援員を配置している場合	26 円／日
外泊時費用	246 円／日
外泊時在宅サービス利用費用	560 円／日

初期加算	30 円／日
退所時栄養情報連携加算	70 円／日
退所前訪問相談援助加算	460 円／回
退所後訪問相談援助加算	460 円／回
退所時相談援助加算	400 円／回
退所前連携加算	500 円／回
退所時情報提供加算	250 円／回
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100 円／月
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5 円／月
管理栄養の基準を満たさない場合の減算	－14 円／日
栄養マネジメント強化加算	11 円／日
低栄養リスク改善加算	300 円／月
再入所時栄養連携加算	200 円／回
経口移行加算	28 円／日
経口維持加算(Ⅰ)	400 円／月
経口維持加算(Ⅱ)	100 円／月
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 円／月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 円／月
療養食加算	6 円／回
特別通院送迎加算	594 円／月
配置医師緊急時対応加算	配置医師の勤務時間外の場合 325 円／回 早朝・夜間の場合 650 円／回 深夜の場合 1, 300 円／回
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下 72 円／日 死亡日以前4日以上30日以下 144 円／日 死亡日以前2日及び3日 680 円／日 死亡日 1, 280 円／日
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前31日以上45日以下 72 円／日 死亡日以前4日以上30日以下 144 円／日 死亡日以前2日及び3日 780 円／日 死亡日 1, 580 円／日
在宅復帰支援機能加算	10 円／日
在宅・入所相互利用加算	40 円／日
認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 円／日 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 円／日
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150 円／月
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120 円／月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円／月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 円／月
排せつ支援加算(Ⅰ)	10 円／月
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 円／月
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 円／月
自立支援促進加算	280 円／月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 円／月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 円／月
安全対策体制加算	20 円／回
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 円／月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 円／月
新興感染症等施設療養費	240 円／日
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 円／月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円／月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円／日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円／日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円／日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ)	介護報酬総単位数の163／1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	介護報酬総単位数の176／1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱイ)	介護報酬総単位数の159／1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ)	介護報酬総単位数の172／1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護報酬総単位数の136／1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護報酬総単位数の113／1000

□ その他の費用

(1) 「居住費」及び「食費」 1日あたりの金額

	居住費	食 費
ユニット型 個室	2, 066円	1, 545円／日 (朝食430円 昼食580円 夕食535円)

※ 入院又は外泊した翌日から7日目以降の居住費を1日あたり2, 066円とします。

(2) 運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

区 分	金額(単位)	内 容 の 説 明
特別な食事代	実費分	入所者の希望によって特別な食事を提供した場合
理美容代	実費分	ご希望により、外部理美容業者へ委託することが出来ます。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 入居者又はその家族は体調の変化があった際、施設の従業者にご一報下さい
(2) 入居者は施設内の機械及び器具を利用する際必ず従業者に声をかけて下さい
(3) 施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください
(4) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません
(5) 医療機器などの精密機械の電波の送受信に影響を及ぼしうる電子機器の設置及び持ち込み(ただし携帯電話の持ち込み除く)はできません
(6) 入居者が入院又は外泊し、その期間が入院又は外泊した日の翌日から6日間を超えた場合、施設は、7日目以降、当該入居者が入居していた居室を空床利用型短期入所生活介護の利用者の受入れに利用できるものとします。ただし、入居者から7日目以降分の居住費がある場合には受入れは行いません
(7) 入居者の尊厳を尊重し、適切な介護サービスを提供できるよう省令に基づく人員配置基準のもとで可能な限り合理的な配慮を行います。ただし、事務所全体の職員配置の状況(人員配置の都合)により必ずしも同性介助とならない場合があります

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上入居者及び従業者等の訓練を行います。

